

平成22年度 第2回小金井市小口事業資金融資審議会 会議次第

日 時：平成23年1月18日（火）

午前10時00分～午前12時00分

場 所：小金井市商工会館2階小会議室

1 開 会

2 議 題

- (1) 平成22年度融資あっせん・実行状況について
- (2) 平成23年度経営安定化緊急資金の取り扱いについて
- (3) 延滞案件について
- (4) 景気対応緊急保証制度について
- (5) その他

3 閉 会

配布資料

- 資料1 平成22年度あっせん・実行状況集計表
- 資料2 小口事業資金融資あっせん申込件数月別集計表（全額補助対象）
- 資料3 平成22年度経営安定化緊急資金の取扱いについて
- 資料4 延滞案件調べ
- 資料5 緊急保証制度について

1 開 会

経済課長が開会の宣言を行った。

本日、委員定数6名のところ委員1名の欠席の連絡があったが、他の5名の委員は全員出席し過半数を得ているため、小口事業資金あっせん条例施行規則第5条に基づき、平成22年度第2回小金井市小口事業資金融資審議会会議が成立していることを報告し、議事進行は会長にお願いした。

2 議 事

(1) 平成22年度融資あっせん・実行状況について

事務局： 別添資料1を基に、平成22年12月31日現在の平成22年度の申込状況について資金種別、業種別、経営組織別等の件数とあっせん実行件数の説明報告を行い、別添資料2を基に、緊急時限措置として行っている運転資金と経営安定化緊急資金に係る保証料の全額補助対象の件数と申込金額について説明を行った。

質疑応答は以下の通り。

委 員： どのようなサービス業からの申込みがあるのか。

事務局： 平成22年度のサービス業の申込みには、クリーニング業、歯科、理容業、エステティック業、建築設計業、学習塾などがある。

委 員： 借入回数の多い事業者ではどの程度借入しているのか。また、返済の途中で再度申込みをする事業者が多いのか、それともすべて返済してから再度申込みをする事業者が多いのか。

事務局： 借入回数の多い事業者の方で、5回以上という方もいる。再度申込みをする場合は、融資を受けている借入資金の各々3分の1以上返済していることが要件であるが、返済途中で新たな申込みをする事業者のほうが、全て返済してから再度申込みをする事業者よりも多いと見受けられる。

（2）平成23年度経営安定化緊急資金の取扱いについて

事務局： 別添資料3を基に、経営安定化緊急資金融資あっせん制度の1年延長を検討したい旨の提案を行った。

質疑応答は以下の通り。

委員： 平成22年度の経営安定化緊急資金の否決された2件の業種について伺いたい。

事務局： 否決された2件は金属等の技術開発研究業と建設業の2件であり、それぞれ保証協会の審査段階で、返済能力不足、保証条件に合わないという理由で否決されている。

委員： 事務局からの提案について、各委員から意見を聞きたい。

各委員： 1年延長について、事務局の提案に賛成である。

委員： 出席者全員の賛成が得られたので、審議会として経営安定化緊急資金融資あっせん制度の1年延長について同意することとする。

（3）延滞案件について

事務局： 別添資料4を基に、延滞案件の経過と資料説明をし、討議を行った。金融機関に継続して延滞利息を回収するよう努めてもらうこととする。

（4）景気対応緊急保証制度について

事務局： 別添資料5を基に、景気対応緊急保証制度の概要と小金井市における平成22年12月末現在の認定申請件数等について説明した。

質疑応答は以下の通り。

委員： 景気対応緊急保証制度は平成23年3月31日で終了となるが、4月1日以降はどうなっていくのか。

事務局： 景気対応緊急保証制度は従来のセーフティネット保証5号の拡大版としてリーマンショックが起きた平成20年10月に創設された。業種基準については、従来のセーフティネット保証5号では対象業種として特に業況の悪化している業種に限っていたが、景気対応緊急保証制度では原則全業種を対象としている。

中小企業庁によれば、平成23年4月1日から9月30日まで時限措置として、業種基準については、特に業況が厳しく、売上高の減少などの影響を受けている企業に対して現行の景気対応緊急保証制度を緩和した基準を適用し、個別企

* 主な発言要旨等、審議経過が分かるように簡潔に記載すること。

業の認定基準については、従来のセーフティネット保証5号の基準に戻す方向で進めていくとのことである。10月以降は業種基準についても従来のセーフティネット保証5号の基準に戻していくとのことである。

委員： 景気対応緊急保証制度の認定を受け、実際に融資された時の金利はどうなっているのか。

事務局： 本制度による市の役割は申請の認定を行うのみであり、その後の融資の貸付状況等には関与していない。景気対応緊急保証制度の認定を受け、都の制度融資を利用すれば融資期間によって利率が変わってくる。また、金融機関では経営状況等から判断して利率を決めているようだ。

（5）その他

事務局： 特に事務局としては用意していないが各委員の方から何かあれば伺いたい。

委員： 制度を新設する場合、他市の動向をみて新設するのか、それとも協議の場を開いて新設するのか。

事務局： 制度を新たに新設する場合、社会情勢、事業者・金融機関からの要望、他市の動向など複合的に検討し、本審議会で諮ったうえで、最終的に理事者と協議して決めていくことになる。

会長： 何か他に質問はあるか。

委員： 特になし。

3 閉会

※ 各議題の資料については図書館本館、情報公開コーナー（小金井市役所第二庁舎六階）にて閲覧できます。